

よくある質問 - 地域別選挙区

Q 1: 誰に登録資格がありますか？

Q 2: どうして登録すべきですか？

Q 3: 有権者として登録するための手順は？

Q 4: すでに登録した有権者は、登録されている住所、氏名、Eメールアドレス、連絡先電話番号などの登録事項に変更が生じた場合には、どのように提出すればいいですか？

Q 5: 新規有権者登録および登録した個人情報の変更には、期限がありますか？

Q 6: 新規有権者登録申請書を提出した直後に投票が可能になりますか。/登録住所の変更届出を行った直後に、新しい選挙区に新しい投票所で投票することができますか。

Q 7: 新規有権者登録及び登録済みの個人情報変更届出は、異なる申請書を使用する必要がありますか？

Q 8: 数年前に申請書に記入、登録しましたが、また登録する必要がありますか？

Q 9: 今年の9月末に18歳になりますが、有権者登録の期限は6月2日です。今、有権者登録することが可能ですか？

Q 10: 近い将来新しいアパートに引っ越し予定ですが、今、選挙事務処に新しい住所を届け出るべきでしょうか？

Q 11: どのような書類が住所証明として認められますか？

Q 12: 自分の氏名と住所が記載された書類を住所証明として提供できない場合、他にどんな書類を有効な住所証明として提出すればいいでしょうか？

Q 13: 房屋署の公共賃貸住宅または香港房屋協會の補助住宅に引っ越しの場合、新規有権者登録や住所変更を届け出る際に住所証明が免除されますか？

Q 14: もし誰かが有権者登録のために虚偽の情報を提供したことを知っている場合、どのように政府機関に連絡すればいいですか？

Q 15: 有権者登録に虚偽の住所を選挙事務処に届け出た人、または、新規有権者登録または登録住所変更を届け出る際に不正な住所証明書類を提出した人は、その後の選挙で投票した場合、どの法律に違反しますか？

Q 16: 中国本土から来た新移民ですが、有権者登録できますか？

Q 17: 自分の登録事項が選挙人名簿に正しく記載されていることを確認するにはどうすればいいですか。

Q 18: 個人情報の悪用に対する防ぐ措置はありますか？

Q 19: 新規有権者登録／登録済み個人情報の変更届出を提出しました。選挙事務処が私の申請を処理したことどうすれば確かめられますか？

Q 20: 以上の質問以外に有権者登録に関する質問がある場合、どの政府機関に問い合わせればいいですか？

Q 1: 誰に登録資格がありますか？

A 1: 18歳以上の香港永久居住者で、通常香港に居住している方であれば、地域別選挙区の有権者として登録する資格があります。

ページトップに戻る

Q 2: どうして登録すべきですか？

A 2: 有権者登録した場合のみ立法会選挙および区議会選挙において投票することが可能になります。選挙によって、それらの議会に自分の代表者を選ぶのは、貴方の権利です。選挙委員会職能別組織での投票資格がある場合も、選挙で投票する前に有権者登録することが必要です。

ページトップに戻る

Q 3: 有権者として登録するための手順は？

A 3: 有権者登録をしておらず、地域別選挙区に登録を希望する場合は、「新規有権者登録申請書/登録済みの個人情報変更届出書（地域別選挙区）」(REO-GC)への記入が必要になります。

注意：新規有権者登録申請には、住所証明書の提出が必要です。住所証明に使用できる書類の種類については、A11 から A13 を参照してください。

「新規有権者登録申請書/登録済みの個人情報変更届出書（地域別選挙区）」(REO-GC)は以下の方法で入手できます。-

- このウェブサイトから[ダウンロード](#)する
- ホットラインの 2891 1001 に電話し、FAX で受け取る
- 各地区民政事務処、公営住宅の管理事務所、および選挙事務処で受け取る

選挙事務処の所在地：

8/F Treasury Building

3 Tonkin Street West

Cheung Sha Wan

Kowloon

29/F, Standard Chartered Tower

Millennium City 1

388 Kwun Tong Road

Kwun Tong

Kowloon

申請書に記入し、署名したら、過去 3 か月以内に発行された住所証明書を添付して、以下の方法で選挙事務処までお送りください：

- 「iAM Smart」アプリ経由（デジタル署名機能を備えた[「iAM Smart+」アカウント](#)または[有効な個人デジタル証明書](#)をお持ちの場合）（[ユーザーマニュアルはこちらをクリック](#)）
- [オンライン申請](#)を行う（デジタル署名機能を備えた[「iAM Smart+」アカウント](#)または[有効な個人デジタル証明書](#)をお持ちの場合）
- eメール（form@reo.gov.hkに送信する）
- [e-Form アップロードプラットフォーム](#)を利用する
- 選挙事務処まで郵送（29/F, Standard Chartered Tower, Millennium City 1, 388 Kwun Tong Road, Kwun Tong, Kowloon に送信する）

- ファクス（ファクス番号：2891 1180）

電子的手段を利用して有権者登録申請書の提出を希望される方は、[「電子ファイルによる有権者登録申請書の提出に関するご案内」](#)をご確認ください。

[職能団体別選挙区および選挙委員会選挙区の有権者として登録したい方はこちらをクリックください。](#)

[ページトップに戻る](#)

Q 4: すでに登録した有権者は、登録されている住所、氏名、Eメールアドレス、連絡先電話番号などの登録事項に変更が生じた場合には、どのように提出すればいいですか？

A 4: すでに登録した有権者は、登録されている個人情報を変更したい場合、「新規有権者登録申請書/登録済みの個人情報変更届出書（地域別選挙区）」(REO-GC)への記入が必要になります。

注意：新規有権者登録申請には、住所証明書の提出が必要です。住所証明に使用できる書類の種類については、A11 から A13 を参照してください。

「新規有権者登録申請書/登録済みの個人情報変更届出書（地域別選挙区）」(REO-GC)は以下の方法で入手できます-

- このウェブサイトから[ダウンロード](#)する
- ホットラインの 2891 1001 に電話し、FAX で受け取る
- 各地区民政事務処、公営住宅の管理事務所、および選挙事務処で受け取る

選挙事務処の所在地：

8/F Treasury Building

3 Tonkin Street West

Cheung Sha Wan

Kowloon

29/F, Standard Chartered Tower

Millennium City 1

388 Kwun Tong Road

Kwun Tong
Kowloon

申請書に記入し、署名したら、過去 3 ヶ月以内に発行された住所証明書を添付して、以下の方法で選挙事務処までお送りください：

- 「iAM Smart」アプリ経由（デジタル署名機能を備えた「[iAM Smart+](#)」アカウントまたは[有効な個人デジタル証明書](#)をお持ちの場合）（[ユーザーマニュアルはこちらをクリック](#)）
- [オンライン申請](#)を行う（デジタル署名機能を備えた「[iAM Smart+](#)」アカウントまたは[有効な個人デジタル証明書](#)をお持ちの場合）
- e メール(form@reo.gov.hk に送信する)
- [e-Form アップロードプラットフォーム](#)を利用する
- 選挙事務処まで郵送（29/F, Standard Chartered Tower, Millennium City 1, 388 Kwun Tong Road, Kwun Tong, Kowloon に送信する）
- ファクス（ファクス番号：2891 1180）

電子手段を利用して有権者登録申請書を提出したい場合、[「デジタルファイルによる有権者登録申請の提出に関するガイドライン」](#)にご確認ください。

また、すでに登録した有権者は、選挙事務処との連絡のため、および/または関連する選挙区の候補者からの選挙活動に関するメールを受け取るために、メールアドレスの提供/更新をご希望の場合は、「iAM Smart」アプリで申請を提出するか、[オンライン申請](#)をするか、reoenq@reo.gov.hk までメールを送信してください。

[ページトップに戻る](#)

Q 5: 新規有権者登録および登録した個人情報の変更には、期限がありますか？

A 5: 香港の有資格な永住権保有者／登録済みの有権者は、新規有権者登録／登録済みの個人情報変更届出書を 1 年を通じていつでも提出することができます（[オンライン申請はこちらをクリック](#)）。ただし、特定の年に発行される選挙人名簿に間に合うように登録が処理されるためには、それぞれ下記の法定期日以前に選挙事務処に申請書を提出することが必要です：

新規有権者登録：6 月 2 日

有権者による個人情報の変更届出：6月2日

上記法定期限の後に申請書が提出された場合、当該有権者の登録事項は翌年に公表される選挙人名簿にのみ記載されることになります。

[ページトップに戻る](#)

Q 6: 新規有権者登録申請書を提出した直後に投票が可能になりますか。/登録住所の変更届出を行った直後に、新しい選挙区に新しい投票所で投票することができますか。

A 6: 関連する選挙規則に従って、選挙事務処は現行の選挙人名簿最終版に記載された登録住所に基づいて、選挙区および投票所を割り当てます。選挙人名簿は年に1度更新されるので、次の選挙人名簿最終版が公表される前に区議会または立法会の選挙が行われる場合、選挙事務処は公表された現行の選挙人名簿最終版に記録された登録住所に基づいて、選挙区および投票所を割り当てます。

[ページトップに戻る](#)

Q 7: 新規有権者登録及び登録済みの個人情報変更届出は、異なる申請書を使用する必要がありますか？

A 7: 一般市民の方々は、地域別選挙の新規有権者登録及び個人情報の変更届出を行う際には、両方も「新規有権者登録申請書/登録済みの個人情報変更届出書（地域別選挙区）」(REO-GC)をご利用ください ([オンライン申請はこちらをクリック](#))。

[ページトップに戻る](#)

Q 8: 数年前に申請書に記入、登録しましたが、また登録する必要がありますか？

A 8: 現行の選挙人名簿に登録されている有権者は、再登録する必要はありません。登録状況や個人情報は、「iAM Smart」や選挙人登録ウェブサイト (vr.gov.hk)、または選挙事務処のホットライン 2891 1001 で確認することができます。

有権者の登録されている個人情報に誤りがある場合、有権者としての身分や投

投票権利に影響が出る可能性があります。選挙事務処で個人情報が更新されるよう、「新規有権者登録申請書/登録済みの個人情報変更届出書(地域別選挙区)」(REO-GC)を記入し、署名した上で、直近3か月以内に発行された住所証明を添付し(住所変更の場合のみ)、選挙事務処([オンライン申請はこちらをクリック](#))に提出してください。

[ページトップに戻る](#)

Q 9: 今年の9月末に18歳になりますが、有権者登録の期限は6月2日です。今、有権者登録することが可能ですか？

A 9: 選挙人名簿最終版は、毎年9月25日までに公開されます。その年の9月25日までに18歳に達し、香港永久居住者である場合は、有権者として登録を申請する資格があります。

[ページトップに戻る](#)

Q 10: 近い将来新しいアパートに引っ越す予定ですが、今、選挙事務処に新しい住所を届け出るべきでしょうか？

A 10: 引っ越した後に「新規有権者登録申請書/登録済みの個人情報変更届出書(地域別選挙区)」(REO-GC)を記入し、署名した上で、直近3か月以内に発行された住所証明を添付して選挙事務処に提出してください([オンライン申請はこちらをクリック](#))。登録住所の変更届出を選挙人の登録サイクル内の法定期限(つまり、その年の6月2日まで)までに提出すれば、その年に公表される選挙人名簿最終版に新しい住所が記載されます。

[ページトップに戻る](#)

Q 11: どのような書類が住所証明として認められますか？

A 11: 選挙事務処は、直近3か月以内に発行された以下の書類(申請書が選挙事務処に届いた日を基準とします)を有効な住所証明として受理します。書類には、発行日、発行機関の名称、および申請者の氏名、主たる居住住所(書類に載せている氏名と住所はそれぞれ香港身分証明書と申請書と一致している必要があります)を表示しなければなりません。

1. 公共機関が発行する請求書や明細書（水道料金、電気料金、タウンガス料金の請求書など）
2. 政府機関または司法機関からの通信文書
3. 銀行、保険会社またはMPF（強制年金基金）の公認信託会社からの明細書や通信文書
4. 固定電話、携帯電話、有料テレビ、またはインターネットサービスの請求書
5. 香港の中等後教育機関から発行された文書や請求書で、有権者の居住住所を確認するために信頼できるもの
6. 有効かつ印紙が貼付された（印紙税のため）賃貸契約書（申請書の提出日の3か月前までに発行される必要はありませんが、申請日が賃貸期間内ではなくてはなりません）、および
7. 医院管理局、房屋署、香港房屋協會、香港考試及評核局などの公的機関から発行された請求書、文書およびその他の書類

[ページトップに戻る](#)

Q 12: 自分の氏名と住所が記載された書類を住所証明として提供できない場合、他にどんな書類を有効な住所証明として提出すればいいでしょうか？

A 12: 選挙事務処では、有権者ご自身の住所証明書以外にも、最近3か月以内に発行され（申請書が選挙事務処に届いた日を基準とします）、発行日および発行団体名が記載された以下の書類も有効な住所証明として受理します。

- ・申請者と同居している人の氏名と住所が記載されている住所証明書と、申請者がその人が間違いなく上記の住所に申請者と同居していること、および添付した住所証明書が完全な正本または謄本であることを確認して署名した宣言書。当該宣言書の見本は、選挙事務処のウェブサイト (<https://www.reo.gov.hk/en/voter/ap.htm>) からダウンロードできます。
- ・上記の書類を提出できない場合、申請者が監誓員／開業弁護士／治安判事の面前で宣誓および申告条例(第11章)によって行った法定申告を提供すれば、選挙事務処も住所証明として受理します。関連する法定申告書の見本は選挙事務処のウェブサイト (<https://www.reo.gov.hk/en/voter/ap/sd.html>) からダウンロードできます。

[ページトップに戻る](#)

Q 13: 房屋署の公共賃貸住宅または香港房屋協會の補助住宅に引っ越す場合、新規有権者登録や住所変更を届け出る際に住所証明が免除されますか？

A 13: 房屋署の公共賃貸住宅の正規入居者、または香港房屋協會の補助住宅を賃貸している登録入居者である有権者/申請者が、登録住所の変更/新規有権者登録を届け出る際、賃貸記録に載せている住所と届け出る住所が一致する場合、住所証明の提出を免除することができます。

ただし、ホームオーナーシップスキームやグリーンフォームホームオーナーシップスキームの住宅、または売却済みの公共住宅（テナントパーチェススキームの住宅など）に入居している人は住所証明の免除が適用されず、当該有権者/申請者は有効な住所証明を提出する必要があります。

選挙事務処スタッフは、申請者の個人情報を当該部門／機関とのデータ照合で確認できない場合、選挙管理委員会（有権者登録）（立法会地域選挙区）（区議会地域選挙区）規定（第 541A 章）第 4 及び 10A 条に基づき、当該申請者に対して新規有権者登録または登録住所の変更を届ける際に、住所証明書の提出を求めることができます。

[ページトップに戻る](#)

Q 14: もし誰かが有権者登録のために虚偽の情報を提供したことを知っている場合、どのように政府機関に連絡すればいいですか？

A14: 現行の有権者登録方法は、有権者の登録を円滑にするために申請書が自己申告制度を採用されています。申請者は真実で正確な情報を提出しなければならない。一般市民が不審なケースに気づいた場合、選挙事務処に苦情を申立てることができます。選挙事務処は速やかにその件に対処し、必要に応じて適切な法執行機関に報告して調査を行います。一般市民が法律に違反することは許されません。

[ページトップに戻る](#)

Q 15: 有権者登録に虚偽の住所を選挙事務処に届け出た人、または、新規有権者登録または登録住所変更を届け出る際に不正な住所証明書類を提出した人は、その後の選挙で投票した場合、どの法律に違反しますか？

A 15: 故意に、または不注意でも虚偽の情報や誤解を招くおそれのある情報（虚

偽の住所など)を選挙事務処に届け出た人は、選挙で投票したか否かにかかわらず法律に違反することになります。その人が選挙で投票した場合、廉政公署により施行される選挙（腐敗及び不法行為）条例（第 554 章）16 条に違反します。その刑罰は最高で 500,000 香港ドルの罰金及び拘禁 7 年です。

また、選挙事務処スタッフが有効な住所証明として受理するように意図して不正な住所証明が提出した場合、その有権者は文書偽造罪に問われます。刑事犯罪条例（第 200 章）第 71 条に従って、文書偽造罪に問われる人は起訴による有罪判決を受けた場合拘禁 14 年に処せられます。

[ページトップに戻る](#)

Q 16: 中国本土から来た新移民ですが、有権者登録できますか？

A 16: 18 歳以上の香港永久居住者で通常香港に住んでいる人であれば有権者として登録申請することが可能です。

[ページトップに戻る](#)

Q 17: 自分の登録事項が選挙人名簿に正しく記載されていることを確認するにはどうすればいいですか。

A 17: 選挙人名簿に登録した有権者は、「iAM Smart」、選挙人登録ウェブサイト（vr.gov.hk）または選挙事務処のホットライン 2891 1001 で自分の登録状況や個人情報を確認することができます。

[ページトップに戻る](#)

Q 18: 個人情報の悪用に対する防ぐ措置はありますか？

A 18: 有権者が提供した個人情報は、選挙人登録及び選挙関連の目的のみに使用されるのでご安心ください。選挙事務処はそれらのデータが誤用されることがないようにあらゆる措置をとっています。関連する選挙規則に従い、選挙人名簿は特定の人物による閲覧、および抄本の請求にのみ利用可能とする。選挙人名簿の情報を選挙関連の目的以外に使用することは、関連する選挙法に違反する行為であり、レベル 2 の罰金及び 6 か月の拘禁に処せられます。

[ページトップに戻る](#)

Q 19: 新規有権者登録／登録済み個人情報の変更届出を提出しました。選挙事務処が私の申請を処理したことをどうすれば確かめられますか？

A 19: 選挙事務処は申請者に、新規有権者登録／登録済み個人情報の変更届出が無事に処理したこと通知するため、登録通知書を郵送します。さらに、SMS や E メールによる通知も行われます（申請者によりそういった情報を提供した場合）。申請者は、「iAM Smart」、選挙人登録ウェブサイト (vr.gov.hk)、または選挙事務処のホットライン（2891 1001）を利用して、登録状況や個人情報を確認することもできます。

[ページトップに戻る](#)

Q 20: 以上の質問以外に有権者登録に関する質問がある場合、どの政府機関に問い合わせればいいですか？

A 20: その他の事項に関しては選挙事務処ホットライン 2891 1001 にお電話または reoeng@reo.gov.hk に E メールでお問い合わせください。

[ページトップに戻る](#)